

清水 真希子

法学研究科・教授

【研究】

- ① 商法総則・商行為法研究会の座長として、研究に従事するとともに研究会の運営に尽力した。研究面では商法の商号に関する規定について検討し、2本の研究成果を公表した(うち1本は青木大也准教授との共著)。また自由職業の商人性についての判例評釈を公表した。研究会の運営面では特に「日韓比較法セミナー」「中国法セミナー」を開催し、前者については講演者の論文を阪大法学に掲載するよう尽力した。本年度が本研究に対する野村財団による研究助成の最終年度であり、研究期間にわたって充実した研究成果を公表することができた。
- ② ソフトローを含めた多様な規制手法に関する研究を継続している。その一環として、近年、重要性を増す「ビジネスと人権」についての研究を進め、近時のEU指令案についての論文を公表した。
- ③ 日本法社会学会において、法社会学、法哲学、文化人類学の研究者とともに構成したパネル(「法と法をつなぐ <Inter-legality>の解明に向けて」)の報告者の1人として、「ハードローとソフトロー、ソフトローとソフトローのせめぎあい:日本のコーポレートガバナンスを素材として」と題する報告を行った。

【教育】

- ① 1年生向けの演習「学問への扉」では、「テクノロジーと法」と題して、テクノロジーが社会に実装される過程で生じる問題とその対処について検討する授業を行った。
- ② 学部授業「商法2(総則・商行為)」では、例年と異なり、一定のテーマの範囲内で自ら問いを設定するレポートによって成績を評価した。それを実施するためにアカデミックライティングについても詳しく講義した。授業で学んだ内容を基礎に主体的に書くということを通じて、学生に一定の学習効果を与えることができたと考えた。
- ③ 学部の演習においては、春・夏学期に、近年、法的に問題となっているテーマ(AI、消費者法、コーポレートガバナンス等)を取り上げて検討し、秋・冬学期に各自が論文を執筆するという授業を行った。例年同じ方法で授業を行っているが、今年度もほとんどの学生が論文を完成させることができた。
- ④ 大学院の演習においては、学生各自に取り組むテーマを設定させ、そのうえで研究を進めていく方法を指導した。特に研究生と修士課程1年の学生にとっては、修士論文執筆に取り組む前に1つの研究を進めてみる経験をさせるという意義があった。

【管理運営】

ファカルティ・ディベロップメント委員会委員

【社会貢献】

経済産業省「Society 5.0における新たなガバナンスモデル検討会」委員